

厚生労働省北海道労働局 発表
平成 30 年 12 月 25 日(火)

担 当	厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業対策課 長 本 間 信 弘 地方障害者雇用担当官 中 村 英 雄 電話 (011) 709-2311 (内線3684)
--------	---

平成 30 年 北海道の機関等における障害者雇用状況の集計結果

北海道労働局では、平成 30 年 6 月 1 日現在の北海道の機関及び地方公共団体の「障害者任免状況」並びに独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

厚生労働省において、全国の障害者の雇用状況の結果を発表したところですが、北海道分の平成 30 年 6 月 1 日現在における集計結果は以下のとおりでした。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

I 集計結果のポイント

法定雇用率適用区分		法定雇用率	実雇用率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成機関・法人・企業の数 北海道
			北海道	全国	北海道	全国	
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	% 2.5	% 2.43	% 2.17	% 73.9	% 68.8	機関 161 / 218
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	% 2.4	% 2.02	% 1.90	% 71.4	% 43.3	機関 5 / 7
独立行政法人等		% 2.5	% 2.48	% 2.54	% 72.7	% 69.0	法人 8 / 11

【公的機関】（法定雇用率 2.5%、一定の教育委員会 2.4%）

- 2.5%の法定雇用率が適用される機関
 - ・雇用されている障害者の数は 1,673.0 人、実雇用率は 2.43%
- 2.4%の法定雇用率が適用される機関
 - ・雇用されている障害者の数は 764.5 人、実雇用率は 2.02%

【独立行政法人等】（法定雇用率 2.5%）

- ・雇用されている障害者の数は 254.0 人、実雇用率は 2.48%

Ⅱ 地方公共団体における概要

1 法定雇用率2.5%が適用される機関

2.5%の法定雇用率が適用される機関（都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記2以外の市町村の教育委員会等）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は68,814.5人と、前年より0.9%（594.0人）増加した。

雇用されている障害者の数は**1,673.0人**と、前年より**0.5%（9.0人）**増加した。

このうち、身体障害者は1,571.5人、知的障害者は23.5人、精神障害者は78.0人であった。

実雇用率は、前年より**0.01ポイント**低下し、**2.43%**であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より**12.4ポイント**低下し、**73.9%**となり、**57機関が未達成**となっている。

☞ 4ページ 3の(1)、(2)表

2 法定雇用率2.4%が適用される機関

2.4%の法定雇用率が適用される機関（都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は37,771.5人と、前年より0.1%（54.0人）減少した。

雇用されている障害者の数は**764.5人**と、前年より**2.4%（18.0人）**増加した。

このうち、身体障害者は729.0人、知的障害者は2.5人、精神障害者は33.0人であった。

実雇用率は、前年より**0.05ポイント**上昇し、**2.02%**であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より**14.3ポイント**上昇し、**71.4%**となっており、**2機関が未達成**となっている。

☞ 5ページ 3の(3)表
5ページ 3の(4)表

Ⅲ 独立行政法人等における概要

2.5%の法定雇用率が適用される独立行政法人等の雇用率の算定基礎となる対象労働者数は10,257.0人と、前年より2.2%（223.5人）減少した。

雇用されている障害者の数は**254.0人**と、前年より**10.7%（24.5人）**増加した。

このうち身体障害者は204.0人、知的障害者は5.0人、精神障害者は45.0人であった。

実雇用率は、前年より**0.29ポイント**上昇し、**2.48%**であった。

法定雇用率達成法人の割合は、前年より**9.1ポイント**低下し、**72.7%**となり、**3法人が未達成**となっている。

☞ 5ページ 4の(1)表
6ページ 4の(2)表

< 総括表 >

1 地方公共団体における障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

区 分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 機 関 の 数		⑥ 達成割合
法定雇用率2.5%(2.3%)適用機関								
北海道	30年	機関 218	人 68,814.5	人 1,673.0	% 2.43	機関 161	218	% 73.9
	29年	212	68,220.5	1,664.0	2.44	183	212	86.3
全 国	30年	2,572	1,719,335.5	37,388.5	2.17	1,770	2,572	68.8
	29年	2,568	1,785,396.5	37,521.5	2.10	1,954	2,568	76.1
法定雇用率2.4%(2.2%)適用機関								
北海道	30年	機関 7	人 37,771.5	人 764.5	% 2.02	機関 5	7	% 71.4
	29年	7	37,825.5	746.5	1.97	4	7	57.1
全 国	30年	120	665,709.0	12,670.0	1.90	52	120	43.3
	29年	115	668,289.5	12,337.5	1.85	66	115	57.4

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 法定雇用率2.5%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関(企業局、議会事務局、警察等)、市町村長部局及び下記注釈4以外の市町村の教育委員会等である。
- 4 法定雇用率2.4%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 法定雇用率2.5%適用機関の全国の数値については、国の機関(行政・立法・司法機関)が含まれる。

2 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率2.5%(2.3%)】

(各年6月1日現在)

区 分		① 法人数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 法 人 の 数		⑥ 達成割合	
独立行政法人等 及び 地方独立行政法人等	北海道	30年	法人 11	人 10,257.0	人 254.0	% 2.48	法人 8	11	% 72.7
		29年	11	10,490.5	229.5	2.19	9	11	81.8
	全 国	30年	348	432,729.0	11,010.0	2.54	240	348	69.0
		29年	337	429,408.5	10,225.0	2.38	258	337	76.6
国立大学法人等	北海道	30年	7	7,649.5	182.0	2.38	4	7	57.1
		29年	7	7,879.5	167.0	2.12	5	7	71.4
	全 国	30年	90	146,562.0	3,622.5	2.47	58	90	64.4
		29年	90	146,231.0	3,389.5	2.32	67	90	74.4
地方独立 行政法人等	北海道	30年	4	2,607.5	72.0	2.76	4	4	100.0
		29年	4	2,611.0	62.5	2.39	4	4	100.0
	全 国	30年	166	76,573.5	1,789.5	2.34	113	166	68.1
		29年	157	74,145.5	1,599.0	2.16	115	157	73.2

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当する。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人及び公立大学法人が該当する。

< 詳細表 >

3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率 2.5%が適用される機関の在職状況（概況）

（各年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成機 関の 数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者で ある短時 間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				
北海道	30年	218	68,814.5	471	52	653	52	1,673.0	2.43	161	73.9
	29年	212	68,220.5	464	54	652	60	1,664.0	2.44	183	86.3
全国	30年	2,572	1,719,335.5	9,914	795	16,069	1,393	37,388.5	2.17	1,770	68.8
	29年	2,568	1,785,396.5	10,101	789	15,735	1,591	37,521.5	2.10	1,954	76.1

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 法定雇用率 2.5%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び後記3(3)以外の市町村の教育委員会等である。
- 6 全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

(2) 法定雇用率 2.5%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（各年6月1日現在）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者で ある短時 間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障 害者	D. 重度以外 の身体障 害者で ある短時 間勤務 職員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 重度知 的障害 者	B. 重度知 的障害 者で ある短 時間 勤務 職員	C. 重度以外 の知 的障 害者	D. 重度以外 の知的障 害者で ある短 時間 勤務 職員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 精神障 害者	B. 精神障 害者で ある短 時間 勤務 職員	C. Bのうち注5 に該当 する職 員	D. 計 A +(B-C) ×0.5+C	
北海道	30年	1,673.0	471	51	556	45	1,571.5	0	1	21	3	23.5	69	11	7	78.0
	29年	1,664.0	464	54	571	46	1,576.0	0	0	20	4	22.0	61	10	—	66.0
全国	30年	37,388.5	9,812	759	12,572	1,048	33,479.0	102	36	763	242	1,124.0	2,412	425	322	2,785.5
	29年	37,521.5	10,008	758	13,062	1,027	34,349.5	93	31	701	237	1,036.5	1,972	327	—	2,135.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ③D欄及び④B欄の短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 4 ③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務者であり、③欄のB、D及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

(3) 法定雇用率 2.4%が適用される機関の在職状況（概況）

（各年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 達成割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				
北海道	30年	7	37,771.5	243	6	268	9	764.5	2.02	5	71.4
	29年	7	37,825.5	240	6	254	13	746.5	1.97	4	57.1
全国	30年	120	665,709.0	3,484	181	5,326	390	12,670.0	1.90	52	43.3
	29年	115	668,289.5	3,398	173	5,138	461	12,337.5	1.85	66	57.4

注) 1 3(1)の表の注釈1～4と同様。

2 法定雇用率2.4%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(4) 法定雇用率 2.4%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（各年6月1日現在）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間勤務職員	C. Bのうち注5に該当する職員	D. 計 A+(B-C)×0.5+C	
北海道	30年	764.5	243	6	233	8	729.0	0	0	2	1	2.5	33	0	0	33.0
	29年	746.5	240	6	227	11	718.5	0	0	1	2	2.0	26	0	—	26.0
全国	30年	12,670.0	3,460	173	4,202	285	11,437.5	24	8	264	78	359.0	743	144	117	873.5
	29年	12,337.5	3,368	167	4,223	276	11,264.0	30	6	284	71	385.5	631	114	—	688.0

注) 3(2)の表の注釈とすべて同様。

4 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率 2.5%】

(1) 概況

（各年6月1日現在）

区分	① 法人数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 達成割合		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5					
独立行政法人等及び地方独立行政法人等	北海道	30年	法人 11	人 10,257.0	人 59	人 2	人 133	人 2	人 254.0	% 2.48	法人 8	% 72.7
		29年	11	10,490.5	57	2	113	1	229.5	2.19	9	81.8
	全国	30年	348	432,729.0	2,705	166	5,332	204	11,010.0	2.54	240	69.0
		29年	337	429,408.5	2,562	164	4,805	264	10,255.0	2.38	258	76.6
国立大学法人等	北海道	30年	7	7,649.5	X	X	X	X	182.0	2.38	4	57.1
		29年	7	7,879.5	X	X	X	X	167.0	2.12	5	71.4
	全国	30年	90	146,562.0	936	32	1,703	31	3,622.5	2.47	58	64.4
		29年	90	146,231.0	891	27	1,562	37	3,389.5	2.32	67	74.4
地方独立行政法人等	北海道	30年	4	2,607.5	X	X	X	X	72.0	2.76	4	100.0
		29年	4	2,611.0	X	X	X	X	62.5	2.39	4	100.0
	全国	30年	166	76,573.5	427	26	894	31	1,789.5	2.34	113	68.1
		29年	157	74,145.5	389	29	769	46	1,599.0	2.16	115	73.2

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当となる。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人等及び公立大学法人が該当となる。
- 6 ③欄の「障害者の数」については、数値が少数であるため「X」で秘匿している。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区 分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身 体障 害者	B. 重度身 体障 害者 であ る短 時 間 勤 務 職 員	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 であ る短 時 間 勤 務 職 員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 知 的 障 害 者 であ る短 時 間 勤 務 職 員	C. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者 であ る短 時 間 勤 務 職 員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 精 神 障 害 者	B. 精 神 障 害 者 であ る短 時 間 勤 務 職 員	C. Bの うち 注5 に該 当 する 職 員	D. 計 A +(B-C) ×0.5+C	
北海道	30年	254.0	58	2	85	2	204.0	1	0	3	0	5.0	45	0	0	45.0
	29年	229.5	56	2	79	1	193.5	1	0	3	0	5.0	31	0	—	31.0
全国	30年	11,010.0	2,363	150	2,873	130	7,814.0	342	16	746	27	1,459.5	1,608	152	105	1,736.5
	29年	10,225.0	2,239	154	2,822	119	7,513.5	323	10	674	24	1,342.0	1,309	121	—	1,369.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 4 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 公的機関の個別の障害者在職（雇用）状況

(1) 知事部局等の在職状況

【法定雇用率2.5%が適用される機関】

(平成30年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計（6機関）	人 14,384.5	人 373.0	% 2.59	人 6.5	
北海道知事部局	12,273.0	326.5	2.66	0.0	
北海道企業局	96.5	3.0	3.11	0.0	
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	48.5	2.0	4.12	0.0	
北海道道立病院局	475.5	5.0	1.05	6.0	
北海道警察本部	1,420.0	34.5	2.43	0.5	

【法定雇用率 2.4%が適用される機関】

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
北海道教育委員会	人 30,088.0	人 655.0	% 2.18	人 67.0	

注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成 18 年 4 月 1 日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成 22 年 7 月 1 日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

(2) 市町村等機関の在職状況

【法定雇用率 2.5%が適用される機関（市町村長部局）】

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
合計（212機関）	人 54,430.0	人 1,300.0	% 2.39	人 122.0	
札幌市	8,355.0	208.0	2.49	0.0	
北広島市	437.0	12.0	2.75	0.0	
江別市（特認）	1,043.0	29.0	2.78	0.0	特例認定（注3）
石狩市（特認）	594.5	16.0	2.69	0.0	特例認定（注3）
当別町	168.5	5.0	2.97	0.0	
函館市（特認）	2,486.5	60.5	2.43	1.5	特例認定（注3）
北斗市	179.5	3.0	1.67	1.0	
木古内町	84.0	4.0	4.76	0.0	
知内町	54.0	2.0	3.70	0.0	
福島町（特認）	83.0	4.0	4.82	0.0	特例認定（注3）
松前町	152.0	3.0	1.97	0.0	
七飯町	128.5	0.0	0.00	3.0	
森町	316.0	8.0	2.53	0.0	
八雲町	360.0	12.0	3.33	0.0	
長万部町	112.0	4.0	3.57	0.0	
せたな町	209.0	5.0	2.39	0.0	
今金町	205.0	7.0	3.41	0.0	
江差町	105.0	3.0	2.86	0.0	
上ノ国町	79.0	1.0	1.27	0.0	
厚沢部町	74.0	1.0	1.35	0.0	
乙部町	105.0	3.0	2.86	0.0	
奥尻町	119.0	2.0	1.68	0.0	
鹿部町	58.0	1.0	1.72	0.0	
旭川市	1,897.5	50.0	2.64	0.0	
富良野市	221.5	7.0	3.16	0.0	
美瑛町	176.5	2.0	1.13	2.0	
上川町	148.0	1.0	0.68	2.0	
鷹栖町	80.0	3.0	3.75	0.0	
東神楽町	87.0	4.0	4.60	0.0	
上富良野町	153.0	4.0	2.61	0.0	
中富良野町	128.0	2.0	1.56	1.0	
南富良野町	79.0	1.0	1.27	0.0	
比布町	63.0	1.0	1.59	0.0	
当麻町	91.0	2.0	2.20	0.0	
東川町	173.0	4.0	2.31	0.0	
占冠村	55.5	1.0	1.80	0.0	
愛別町	66.5	1.0	1.50	0.0	
帯広市	973.5	20.0	2.05	4.0	
士幌町	233.0	6.0	2.58	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
新得町	171.0	1.0	0.58	3.0	
中札内村	85.0	1.0	1.18	1.0	
浦幌町	127.0	2.0	1.57	1.0	
広尾町	182.5	3.5	1.92	0.5	
足寄町	174.5	4.0	2.29	0.0	
更別村	89.0	1.0	1.12	1.0	
音更町	223.0	4.0	1.79	1.0	
豊頃町	103.0	1.0	0.97	1.0	注2①
清水町	130.0	3.0	2.31	0.0	
陸別町	85.0	2.0	2.35	0.0	
大樹町	237.5	5.0	2.11	0.0	
池田町	230.0	6.0	2.61	0.0	
幕別町	210.0	4.0	1.90	1.0	注2②
芽室町	220.0	6.0	2.73	0.0	
上士幌町	88.0	2.0	2.27	0.0	
本別町	142.0	4.0	2.82	0.0	
鹿追町	155.0	3.0	1.94	0.0	
北見市(特認)	1,146.0	24.0	2.09	4.0	特例認定(注3)
訓子府町	63.0	1.0	1.59	0.0	
置戸町	50.0	2.0	4.00	0.0	
遠軽町	251.0	7.0	2.79	0.0	
美幌町(特認)	376.5	8.0	2.12	1.0	特例認定(注3)
佐呂間町	121.0	1.0	0.83	2.0	注2③
湧別町	176.5	3.0	1.70	1.0	
津別町	89.0	2.0	2.25	0.0	
紋別市	259.5	4.0	1.54	2.0	
滝上町	164.0	4.0	2.44	0.0	
興部町	178.0	7.0	3.93	0.0	
雄武町	132.0	8.0	6.06	0.0	
西興部村	50.0	0.0	0.00	1.0	
小樽市	811.5	24.5	3.02	0.0	
余市町	171.0	3.0	1.75	1.0	
古平町	74.0	0.0	0.00	1.0	
仁木町	56.5	1.0	1.77	0.0	
積丹町	68.5	1.0	1.46	0.0	
赤井川村	58.5	0.0	0.00	1.0	
滝川市	627.0	18.0	2.87	0.0	
上砂川町	97.0	1.0	1.03	1.0	
妹背牛町	74.0	0.0	0.00	1.0	
芦別市	236.0	7.0	2.97	0.0	
砂川市	232.5	6.0	2.58	0.0	
新十津川町	83.0	2.0	2.41	0.0	
沼田町	201.5	2.0	0.99	3.0	
北竜町	92.0	3.0	3.26	0.0	
深川市	426.5	8.0	1.88	2.0	注2④
歌志内市	108.0	1.0	0.93	1.0	
奈井江町	159.5	4.5	2.82	0.0	
幌加内町	57.0	2.0	3.51	0.0	
赤平市	337.0	6.0	1.78	2.0	
雨竜町	47.0	2.0	4.26	0.0	
秩父別町	44.0	0.0	0.00	1.0	
釧路市(特認)	1,929.0	57.5	2.98	0.0	特例認定(注3)
釧路町	169.5	5.5	3.24	0.0	
厚岸町(特認)	252.0	5.0	1.98	1.0	特例認定(注3)
白糠町	135.0	3.0	2.22	0.0	
標茶町	223.5	8.0	3.58	0.0	
浜中町	126.0	2.0	1.59	1.0	
弟子屈町	155.0	4.0	2.58	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
鶴居村（特認）	103.0	2.0	1.94	0.0	特例認定（注3）
室蘭市	472.5	12.0	2.54	0.0	
登別市	370.5	10.0	2.70	0.0	
伊達市	268.0	4.0	1.49	2.0	
洞爺湖町（特認）	149.0	3.0	2.01	0.0	特例認定（注3）
壮瞥町	58.0	1.0	1.72	0.0	
豊浦町	135.0	1.5	1.11	1.5	
岩見沢市	845.0	7.0	0.83	14.0	
南幌町	157.0	3.0	1.91	0.0	
美唄市	372.0	11.0	2.96	0.0	
三笠市	204.0	2.0	0.98	3.0	
浦臼町	49.0	1.0	2.04	0.0	
月形町	117.0	3.0	2.56	0.0	
稚内市	273.0	3.0	1.10	3.0	
遠別町	88.0	1.0	1.14	1.0	注2⑤
礼文町	104.0	5.0	4.81	0.0	
天塩町（特認）	117.0	2.0	1.71	0.0	特例認定（注3）
猿払村	100.5	2.0	1.99	0.0	
豊富町	114.0	2.0	1.75	0.0	
利尻富士町	82.0	4.0	4.88	0.0	
幌延町	92.0	3.0	3.26	0.0	
利尻町	93.0	2.0	2.15	0.0	
岩内町	170.0	6.0	3.53	0.0	
共和町	118.0	2.0	1.69	0.0	
泊村（特認）	75.0	0.0	0.00	1.0	特例認定（注3）
寿都町	57.0	2.0	3.51	0.0	
黒松内町（特認）	73.0	4.0	5.48	0.0	特例認定（注3）
島牧村	60.0	1.0	1.67	0.0	
蘭越町	121.0	6.0	4.96	0.0	
倶知安町	171.0	8.0	4.68	0.0	
京極町	105.5	3.0	2.84	0.0	
ニセコ町（特認）	97.0	2.0	2.06	0.0	特例認定（注3）
真狩村	65.0	2.0	3.08	0.0	
留寿都村	57.0	1.0	1.75	0.0	
喜茂別町	54.0	2.0	3.70	0.0	
神恵内村	69.5	1.0	1.44	0.0	
留萌市	195.0	4.5	2.31	0.0	
増毛町	105.0	2.0	1.90	0.0	
小平町	85.0	3.0	3.53	0.0	
苫前町	59.5	2.0	3.36	0.0	
羽幌町	137.5	3.0	2.18	0.0	
名寄市	307.0	10.0	3.26	0.0	
土別市	333.0	9.0	2.70	0.0	
美深町	80.0	2.0	2.50	0.0	
下川町	153.0	4.0	2.61	0.0	
剣淵町	125.0	0.0	0.00	3.0	
和寒町	144.0	4.0	2.78	0.0	
中川町	50.5	1.0	1.98	0.0	
枝幸町	295.0	5.0	1.69	2.0	
中頓別町	111.5	4.0	3.59	0.0	
浜頓別町	108.0	1.0	0.93	1.0	
浦河町	162.0	5.0	3.09	0.0	
えりも町	99.0	3.0	3.03	0.0	
新冠町	128.0	3.0	2.34	0.0	
様似町	76.0	1.0	1.32	0.0	
新ひだか町	530.0	18.0	3.40	0.0	
網走市	287.0	8.0	2.79	0.0	
大空町	107.5	3.0	2.79	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
斜里町	143.0	3.0	2.10	0.0	
清里町	79.0	1.0	1.27	0.0	
小清水町（特認）	102.0	2.0	1.96	0.0	特例認定（注3）
苫小牧市	1,083.5	28.0	2.58	0.0	
白老町	198.0	4.0	2.02	0.0	
厚真町	79.5	2.0	2.52	0.0	
安平町	84.0	3.0	3.57	0.0	
むかわ町	163.0	3.0	1.84	1.0	
日高町	270.0	7.0	2.59	0.0	
平取町	197.5	3.0	1.52	1.0	
根室市	360.0	9.0	2.50	0.0	
別海町	377.0	9.0	2.39	0.0	
中標津町	306.0	8.0	2.61	0.0	
標津町	115.0	3.0	2.61	0.0	
羅臼町	84.0	3.0	3.57	0.0	
千歳市（特認）	874.0	22.5	2.57	0.0	特例認定（注3）
夕張市	107.0	3.0	2.80	0.0	
長沼町	152.0	4.0	2.63	0.0	
由仁町	113.0	2.0	1.77	0.0	
恵庭市	327.0	7.0	2.14	1.0	
栗山町（特認）	197.5	4.0	2.03	0.0	特例認定（注3）
札幌市交通局	313.0	8.0	2.56	0.0	
札幌市水道局	600.0	13.0	2.17	2.0	注2⑥
市立札幌病院	576.5	5.0	0.87	9.0	
北広島市教育委員会	72.0	2.0	2.78	0.0	
森町教育委員会	77.5	1.0	1.29	0.0	
市立旭川病院	362.0	11.0	3.04	0.0	
旭川市水道局	173.0	5.0	2.89	0.0	
旭川市教育委員会	414.5	11.5	2.77	0.0	
帯広市公営企業	80.5	3.0	3.73	0.0	
遠軽町教育委員会	88.0	6.0	6.82	0.0	
広域紋別病院企業団	115.0	3.5	3.04	0.0	
小樽市水道局	83.5	2.0	2.40	0.0	
小樽市病院局	351.0	11.0	3.13	0.0	
小樽市教育委員会	194.0	4.0	2.06	0.0	
赤平市教育委員会	70.5	1.0	1.42	0.0	
砂川市立病院	518.0	6.0	1.16	6.0	
市立室蘭総合病院	374.5	8.0	2.14	1.0	注2⑦
室蘭市水道部	57.0	1.5	2.63	0.0	
室蘭市教育委員会	102.5	2.5	2.44	0.0	
登別市教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
伊達市教育委員会	48.0	1.0	2.08	0.0	
美唄市教育委員会	46.0	2.0	4.35	0.0	
稚内市病院事業	246.5	4.0	1.62	2.0	
稚内市教育委員会	251.0	3.0	1.20	3.0	
留萌市立病院	242.0	4.5	1.86	1.5	
名寄市教育委員会	44.0	2.0	4.55	0.0	
名寄市立総合病院	447.5	3.0	0.67	8.0	
士別市教育委員会	76.5	1.0	1.31	0.0	
士別市立病院	168.5	0.0	0.00	4.0	
枝幸町教育委員会	50.5	2.0	3.96	0.0	
新ひだか町教育委員会	68.0	4.0	5.88	0.0	
網走市教育委員会	105.0	4.0	3.81	0.0	
苫小牧市教育委員会	117.0	3.0	2.56	0.0	
根室市教育委員会	81.0	3.0	3.70	0.0	
別海町教育委員会	63.0	2.0	3.17	0.0	
恵庭市教育委員会	48.0	2.0	4.17	0.0	

【法定雇用率2.4%が適用される機関】

(平成30年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計(6機関)	人 7,683.5	人 109.5	% 1.43	人 78.5	
札幌市教育委員会	7,009.0	89.5	1.28	78.5	
帯広市教育委員会	244.5	7.0	2.86	0.0	
士幌町教育委員会	79.0	1.0	1.27	0.0	
滝川市教育委員会	171.0	7.0	4.09	0.0	
岩見沢市教育委員会	117.0	3.0	2.56	0.0	
中標津町教育委員会	63.0	2.0	3.17	0.0	

注) 1 5(1)の表の注釈1～3と同様。

2① 豊頃町については、11月30日において、障害者数2人となり不足が解消された。

2② 幕別町については、10月31日において、障害者数5人となり不足が解消された。

2③ 佐呂間町については、8月31日において、障害者数3人となり不足が解消された。

2④ 深川市については、8月1日において、障害者数10人となり不足が解消された。

2⑤ 遠別町については、11月7日において、障害者数2人となり不足が解消された。

2⑥ 札幌市水道局については、9月27日において、障害者数15人となり不足が解消された。

2⑦ 市立室蘭総合病院については、11月1日において、障害者数9人となり不足が解消された。

3 備考欄の「特例認定」とは、「当該機関」と人的関係が緊密である等の当該機関以外の「他の機関」の申請に基づき、北海道労働局長の認定を受けた場合に、他の機関に勤務する職員を当該機関に勤務するとみなすものである。

(3) 独立行政法人等の雇用状況【法定雇用率2.5%】

(平成30年6月1日現在)

法 人 名	① 対象労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計(11法人)	人 10,257.0	人 254.0	% 2.48	人 10.0	
国立大学法人 北海道大学	4,800.0	116.0	2.42	4.0	注5
国立大学法人 北海道教育大学	642.5	16.0	2.49	0.0	
国立大学法人 旭川医科大学	1,366.0	31.0	2.27	3.0	
国立大学法人 帯広畜産大学	234.5	6.0	2.56	0.0	
国立大学法人 北見工業大学	201.5	6.0	2.98	0.0	
国立大学法人 小樽商科大学	159.0	4.0	2.52	0.0	
国立大学法人 室蘭工業大学	246.0	3.0	1.22	3.0	注6
北海道公立大学法人 札幌医科大学	1,498.0	39.0	2.60	0.0	
公立大学法人 札幌市立大学	99.0	3.0	3.03	0.0	
公立大学法人 公立はこだて未来大学	77.5	2.0	2.58	0.0	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構	933.0	28.0	3.00	0.0	

注) 1 ①欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

4 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

5 北海道大学については、11月12日において、障害者数121人となり不足が解消された。

6 室蘭工業大学については、12月1日において、障害者数8人となり不足が解消された。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------------|---|---|---------------|
| ○ 民間企業 …… | 〔 | 一般の民間企業 …………… | 2. 2% [2. 0%] |
| | | (45.5人 [50人] 以上規模の企業) | |
| | 〕 | 特殊法人等 …………… | 2. 5% [2. 3%] |
| | | 〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 | |
| ○ 国、地方公共団体 …………… | | | 2. 5% [2. 3%] |
| | | (40人 [43.5人] 以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …………… | | | 2. 4% [2. 2%] |
| | | (42人 [45.5] 以上規模の機関) | |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。